

1 食品・飲料水の安全性について

Q1-1	<p>自宅等で家庭菜園をしているが、食べても大丈夫か。心配なので県で検査してもらうことは可能か。</p>
A1-1	<p>千葉県産の野菜は、県内全域でモニタリング検査を実施し、その結果については県及び厚生労働省のホームページに公表をしています。</p> <p>現在、基準値を越える放射性セシウムが検出された県産野菜は無く、安全性が確認されています。</p> <p>農作物の検査については、千葉県では個別希望に対応した検査は行っておりません。</p>
<p>県庁 HP 該当 ページ</p>	<p>○ 県産農産物の放射性物質モニタリング検査 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/h23touhoku/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/h23touhoku/index.html</a></p>

Q1-2	<p>タケノコの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてください。</p>
A1-2	<p>千葉県産のタケノコは出荷開始前等にモニタリング検査を実施し、県及び厚生労働省のホームページに公表をしています。</p> <p>現在、基準値を越える放射性セシウムが検出された県産タケノコは無く、安全性が確認されています。</p> <p>平成 31 年 3 月 31 日現在、タケノコの出荷制限等が指示されている市町村はありません。</p>
<p>県庁 HP 該当 ページ</p>	<p>○ しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html</a></p>

1 食品・飲料水の安全性について

Q1-3	シイタケの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてください。
A1-3	<p>千葉県産のシイタケは出荷開始前等にモニタリング検査を実施し、県のホームページで公表しています。検査結果及び出荷制限の地域については、県ホームページにおいて、最新の情報が確認できます。</p> <p>なお、平成 31 年 3 月 31 日現在、シイタケの出荷制限が指示されている市町村は次のとおりです。</p> <p>○原木しいたけ（露地栽培）出荷制限 10 市：我孫子市・君津市・流山市・佐倉市・印西市・白井市・千葉市・八千代市・山武市・富津市</p> <p>○原木しいたけ（施設栽培）出荷制限 3 市：山武市・富津市・君津市</p> <p>なお、県の定める栽培管理に即して生産され、基準値以下であることが確認された生産者は、市町村が発行する証明書により出荷・販売可能となっています。</p>
県庁 HP 該当 ページ	<p>○ しいたけ・野生きのこの等の県産特産林産物の放射性物質検査結果 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html</a></p> <p>○ 原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除について <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html</a></p>
Q1-4	水産物の検査結果及び出荷自粛している魚種を教えてください。
A1-4	<p>千葉県産の水産物は、地域や旬などの時期を考慮の上、定期的にモニタリング検査を実施し、その結果を千葉県及び厚生労働省のホームページに公表しています。</p> <p>また、出荷自粛等の状況については、千葉県ホームページにおいて、最新の情報を確認できます。</p> <p>なお、平成 31 年 3 月 31 日現在、手賀沼のギンブナ、コイ、モツゴ、ウナギ及び利根川のウナギが出荷自粛されております。詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。</p>
県庁 HP 該当 ページ	<p>○ 水産物の放射能検査結果 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/index.html</a></p> <p>○ 千葉県における水産物の出荷制限や出荷自粛等の状況 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/jisyukuyousei/teganuma-motugofuna.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/jisyukuyousei/teganuma-motugofuna.html</a></p>

1 食品・飲料水の安全性について

Q1-5	千葉県の農林水産物のモニタリング検査の状況はどうか。また、モニタリング検査は、どのように行われているのか。
A1-5	<p>県では農林水産物の放射性物質モニタリング検査を実施し、基準値等を超えるものは流通をさせないようにしています。</p> <p>その検査結果については、県及び厚生労働省のホームページに公表をしています。</p> <p>検査方法については、国が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「ガイドライン」という）に基づき、ガイドラインで指定された品目や生産状況を勘案した主要品目などについて、出回り時期や生産地等を考慮し、検査を計画的に実施しています。</p>
県庁 HP 該当 ページ	<p>○ 農林水産物・食品関係の放射性物質測定結果</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/nou-shoku/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/nou-shoku/index.html</a></p>

Q1-6	井戸水（地下水）は安全か。																
A1-6	<p>井戸水（地下水）は、表流水と比較して放射性物質の影響を受ける度合いは小さいとされていますが、ご心配の場合は、必要に応じて民間の検査機関で検査を行ってください。</p> <p>〈主な検査機関一覧〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>検査料金(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一財)千葉県薬剤師会 検査センター</td> <td>千葉市中央区中央港 1-12-11</td> <td>043-242-5940</td> <td>要相談</td> </tr> <tr> <td>(一財)千葉県環境財団</td> <td>千葉市中央区中央港 1-11-1</td> <td>043-246-2078</td> <td>要相談</td> </tr> <tr> <td>(公財)日本分析センター</td> <td>千葉市稲毛区山王町 295-3</td> <td>043-424-8661</td> <td>要相談</td> </tr> </tbody> </table>	検査機関名	所在地	電話番号	検査料金(税込)	(一財)千葉県薬剤師会 検査センター	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-242-5940	要相談	(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078	要相談	(公財)日本分析センター	千葉市稲毛区山王町 295-3	043-424-8661	要相談
検査機関名	所在地	電話番号	検査料金(税込)														
(一財)千葉県薬剤師会 検査センター	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-242-5940	要相談														
(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078	要相談														
(公財)日本分析センター	千葉市稲毛区山王町 295-3	043-424-8661	要相談														
県庁 HP 該当 ページ	○																

1 食品・飲料水の安全性について

Q1-7	<p>食品の基準値はベクレルで示されているが、ベクレル⇔シーベルトの換算式を教えてください。</p>
A1-7	<p>ベクレルからシーベルトの換算については、基本的には、摂取した物質ごとの臓器への影響を考慮して換算式が定められています。</p> <p>例えば成人が、セシウム 137 を 100Bq/kg 含む食品を 0.5 kg 摂取した場合、  <math>100 \text{ Bq/kg} \times 0.5 \text{ kg} \times 0.013 \text{ ※} = 0.65 \mu\text{Sv} = (0.00065\text{mSv})</math> となり、          1 年間摂取し続けても、  <math>0.00065 \text{ mSv/h} \times 365 \text{ 日} = 0.24 \text{ mSv}</math> となります。</p> <p>なお、シーベルトからベクレルへの換算は、非常に難しいものであり、専門の学者でないと換算できないものと聞いておりますので、県ではお答えをすることができません。</p> <p>※ 実効線量係数 (<math>\mu\text{Sv/Bq}</math>) : 物質、摂取方法、年齢ごとに数値が決められています。</p>
県庁 HP 該当 ページ	○